

第 9 7 号議案

足立区住区センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区住区センター条例の一部を改正する条例

足立区住区センター条例（平成 2 年足立区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「利用公開」を「使用公開」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 3 項に規定する」を削り、同項第 2 号中「老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 5 条第 5 項に規定する」を削り、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） コインラック式駐輪場

第 7 条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条第 2 項中「利用」を「使用」に改め、同条第 3 項中「利用する」を「使用する」に改め、同条第 4 項中「利用できる」を「使用できる」に改め、同条第 5 項中「利用できる」を「使用できる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 コインラック式駐輪場は、住区センター及び区長が別に定める施設の利用者等が利用できる。

第 9 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、コインラック式駐輪場を使用する者は、使用時間（規則で定める時間を超える部分に限る。）に応じて別表第 3 に定める使用料を納めなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第 1 2 条第 1 項中「利用者は、利用」を「住区センターの利用者は、

使用」に改める。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第９条関係）

施設	単位	使用料
コインラック式駐輪場	３０分につき	１００円

備考

- １ 使用時間が３０分未満のとき又は使用時間に３０分未満の端数があるときは、３０分として計算する。
- ２ 区長は、駐輪できる自転車を制限することができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区西新井住区センターにコインラック式駐輪場を設置するほか、規定の整備を行う必要があるので、この条例案を提出いたします。